

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県公益認定等審議会条例（平成20年香川県条例第1号）

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の施行に伴い、一般社団法人及び一般財団法人並びに既存の公益法人の申請に基づく公益性の認定等について、知事からの諮問に対し答申を行うための合議制機関の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年香川県条例第2号）

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納及び給付費増に起因する財政不足について、資金の貸付け及び交付に要する費用に充てることを目的として、香川県後期高齢者医療財政安定化基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第3号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第4号）

- 1 県民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本人確認情報を利用することができる事務を定めるとともに、住基ネットの適切な利用を確保するため、本人確認情報の利用状況を公表することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第5号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、行政財産を貸し付けることができる範囲等が拡大されたため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第6号）

- 1 総務事務改革の一環として、出先機関の光熱水費の支払事務を集中処理するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第7号）

- 1 株式会社ゆうちょ銀行に対し地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定による地方税の収納事務の委託をすることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第8号）

- 1 行財政改革による職員数の削減をより着実に進めるため、職員の定数について実人員に沿った見直しを行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第9号）

- 1 人事委員会の平成19年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨に基づき、地域手当等の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第10号）

- 1 人事委員会の平成19年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨に基づき、地域手当を導入するため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号）

- 1 新たな財政再建方策に基づき、平成20年度から平成22年度までの間において、知事、副知事、病院事業の管理者等の特別職の職員及び一般職の職員の給与並びに行政委員会の委員等の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県環境基本条例及び香川県公害防止条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第12号）

- 1 これまで本県の公害対策は、産業型公害の防止を中心として規制を行ってきたが、今日問題となってきたのは、県民の日常生活、大規模工場以外の事業活動等に起因する環境への負荷であり、従来の規制では解決が困難になってきている。また、地球温暖化などの地球環境問題に対しても、県民一人ひとりが地球環境を保全すべく行動を起こすことが求められている。これらの新たな環境問題に対応し、県民及び事業者の活動等から生じる環境への負荷の低減を図るための取組を定めるため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 土壌及び地下水の汚染対策として、特定有害物質の製造等を行う工場等について、特定有害物質の取扱量の記録、施設の点検、地下への浸透のおそれのあるときの調査並びに事故発生時の応急措置及び届出を行う旨を定めることとした。
- 3 特定有害物質取扱事業場について、土壌又は地下水の汚染状況を調査するよう努めること、汚染発見時には届出を行うことを定めるとともに、人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときには、事業場設置者に対し水質浄化のための措置をとるよう勧告できることとした。
- 4 土壌汚染関係施設について、設置時には届出、廃止時には汚染状況の調査及び結果の報告を行うことを定めるとともに、特定有害物質取扱事業場等において汚染が認められた場合の汚染原因の調査及び結果の報告、汚染拡大防止計画の作成、実施及び措置完了時の報告について定めることとした。
- 5 事業者による化学物質の管理の改善を促進するため、第一種指定化学物質等取扱事業者について、化学物質適正管理計画の作成を行うことを定めることと

した。

- 6 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策推進計画及び事業者の温室効果ガスの排出の抑制等のための指針を定めることとした。
- 7 地球温暖化対策に関し、事業者が地球温暖化対策計画を作成しその実施状況の報告を行うこと、電気機器販売業者が販売する特定電気機器についてその省エネルギー性能を表示し購入者へ説明すること、県民及び事業者が省資源及び省エネルギーのための行動に努めることについて定めることとした。
- 8 自動車等の排出ガス対策に関し、事業者が自動車排出ガス対策計画を作成しその計画に基づいた措置の報告を行うこと、自動車販売事業者が販売する自動車等についてその環境情報を表示し購入者へ説明すること、自動車等の使用者等がその使用の抑制、発生する排出ガスの減少及び原動機の停止等に努めることについて定めることとした。
- 9 その他の生活環境への負荷の低減として、航空機からの拡声機の使用制限、投光器の使用の禁止等について定めることとした。
- 10 一部の規定は平成20年4月1日、一部の規定は平成20年10月1日、一部の規定は平成21年4月1日から施行することとした。

◇公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第13号）

- 1 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）の一部改正により、調停と仲裁の連続的運用における手数料の控除が規定されたことに併せ、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第14号）

- 1 老人保健法（昭和57年法律第80号）の一部改正に併せて、同法に基づく保健福祉事務所等の健康診査の事業を廃止するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第15号）

- 1 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設について、近隣類似施設との均衡等を考慮して、利用料金の上限額を改定するとともに、施設の一部に新たに利用料金の上限額を設定するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第16号）

- 1 かがわ総合リハビリテーションセンターにおいて、新たに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定するサービス事業所を設置し、療養介護を行うため、及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第17号）

- 1 平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第129条の規定により、後期高齢者医療給付に関する処分及び保険料に関する処分等に対する不服審査を行うため、各都道府県に後期高齢者医療審査会を置くこととされた。これに伴い、香川県後期高齢者医療審査会の委員の報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第18号）

- 1 修学資金の貸付けを受けている者の県内の医療施設等への就業をより効果的に促進するため、及び厳しい財政状況を考慮し、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第19号）

- 1 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正に伴い、香川県国民健康保険調整交付金の普通調整交付金の算定対象費用に高額介護合算療養費の支給に要する費用を加える等の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県職業能力開発校条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第20号）

- 1 高等技術学校において、受益者負担の観点から授業料等を徴収するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県立農業大学校条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第21号）

- 1 社会経済情勢の変化を踏まえ、香川県立農業大学校の技術研修内容を見直すとともに、平成20年度から受講料を徴収するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇卸売市場法施行条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第22号）

- 1 卸売市場をめぐる環境の変化に対応するため、卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部を改正する法律が平成16年6月9日に公布されたことに伴い、平成17年3月29日に卸売市場法施行条例（昭和46年香川県条例第30号）の改正を行ったところであるが、法改正のうち、委託手数料の規制緩和については、その施行期日が平成21年4月1日からであったため当該部分の条例改正を見送っていた。今回当該部分について、準備期間を考慮し、法の改正内容に則した改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第23号）

- 1 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第24号）

- 1 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第25号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第26号）

- 1 香川県立屋島陸上競技場を高松市に移管することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第27号）

- 1 老人保健法（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成20年香川県条例第28号）

- 1 香川県議会の議員の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第29号）

- 1 香川県議会の議員の高松市選挙区、さぬき市選挙区及び三豊市選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の改正を行うこととした。
- 2 次の一般選挙から施行することとした。

◇香川県議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第30号）

- 1 香川県議会の政務調査費の交付の対象を香川県議会における会派から香川県議会議員である者に変更すること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。